破産手続廃止

平成２３年（フ）第４０６号
千葉県成田市宝田45番地
破産者　株式会社飛鳥
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１９号
群馬県桐生市菱町３丁目1979番地
破産者　有限会社撹幸工務店
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２０号
群馬県桐生市新里町新川3274番地15
破産者　攪上　久雄
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１３２号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営74号、申立時の住所群馬県桐生市菱町２丁目3507番地の８
破産者　壁田　俊和
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１３６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2114番地３
破産者　小林　貞夫
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２４号
富山県高岡市荻布188番地
破産者　有限会社ドリームマーケット
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３１４０号
愛知県常滑市栄町７丁目115番地
破産者　有限会社マルイワ工業所
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５４号
名古屋市中川区篠原橋通３丁目48番地
破産者　有限会社レタス
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８０号
愛知県津島市埋田町１丁目37番地
破産者　株式会社匠アート
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７８号
名古屋市中村区名駅３丁目24番８号
破産者　株式会社ダイテック環境ソリューション
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７９号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目17番地
破産者　ジャパンバイオエナジー株式会社
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１号
愛知県知多市にしの台４丁目１番地の21　ハローシティー202
破産者　岡田　孝彦
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６８号
名古屋市中村区西米野町１丁目44番地の６
破産者　有限会社風タイル
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
三重県四日市市笹川３丁目146番地の３
破産者　合資会社中村製作所
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
兵庫県伊丹市中央１丁目６番19号
破産者　株式会社建築研究室
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１８号
大阪府堺市堺区住吉橋町２丁１番15号１Ｆ
破産者　株式会社サンクチュアリ
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５２号
兵庫県姫路市飾磨区中島3426番地、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市別府町西町58番地５
破産者　小山工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９１号
兵庫県西脇市黒田庄町西澤204番地の33
破産者　株式会社飛田農産
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３４７号
茨城県那珂市瓜連1766番地の３
破産者　有限会社ワイ・エイ・ディー
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
金沢市泉が丘１丁目14番12号
破産者　株式会社サカエ工務店
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
石川県野々市市住吉町12番15号
破産者　株式会社無量井ストアー
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
金沢市駅西本町４丁目１番17号
破産者　株式会社山田電機商会
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所